

 県章	滋賀県公報	令和 7 年（2025 年） 5 月 1 5 日 号 外 （ 1 ） 木 曜 日 毎週火・金曜 2 回発行								
目次（※印は、県例規集に登載するもの） ○ 規 則 ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課） 1 ○ 人 事 委 員 会 規 則 ※管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... 2										
規 則										
滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 7 年 5 月 15 日 滋賀県知事 三 日 月 大 造 滋賀県規則第43号 滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則 滋賀県行政組織規則（昭和51年滋賀県規則第16号）の一部を次のように改正する。 第 4 条第 2 項の表観光振興局の款シガリズム推進室の項中「シガリズム推進室」を「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室」に改め、「地域資源活用係」の右に「、デスティネーションキャンペーン推進係」を加える。 第 6 条の表商工観光労働部の部観光振興局の款シガリズム推進室の項中「シガリズム推進室」を「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室」に改め、同項に次の 1 号を加える。 (7) デスティネーションキャンペーンの推進に関すること。 付 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。 <table><tr><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室長</td><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長</td></tr><tr><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室室長補佐</td><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室室長補佐</td></tr><tr><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室誘客促進係長</td><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室誘客促進係長</td></tr><tr><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室地域資源活用係長</td><td>商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室地域資源活用係長</td></tr></table> (滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部改正) 3 滋賀県職員の職の設置に関する規則（昭和49年滋賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。 第 3 条第 1 項の表シガリズム推進室長の項中「シガリズム推進室長」を「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長」に、「シガリズム推進室の」を「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室の」に改める。 (滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部改正) 4 滋賀県職員の標準的な職に関する規則（平成28年滋賀県規則第60号）の一部を次のように改正する。			商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室長	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長	商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室室長補佐	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室室長補佐	商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室誘客促進係長	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室誘客促進係長	商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室地域資源活用係長	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室地域資源活用係長
商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室長	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長									
商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室室長補佐	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室室長補佐									
商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室誘客促進係長	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室誘客促進係長									
商工観光労働部観光振興局シガリズム推進室地域資源活用係長	商工観光労働部観光振興局シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室地域資源活用係長									

第3条の表中「シガリズム推進室長」を「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長」に改める。

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月15日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則および職員等の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「シガリズム推進室長」を「シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進室長」に改める。

- (1) 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年滋賀県人事委員会規則第16号）別表第1知事部局の項
 - (2) 職員等の給与の支給等に関する規則（昭和32年滋賀県人事委員会規則第5号）別表第1知事の事務部局の項
- 付 則

この規則は、公布の日から施行する。